

## 平成 28 年第 1 回津南町議会臨時会会議録

(2月8日)

招集告示年月日		平成 28 年 2 月 4 日		招集場所		津南町役場議場	
開 会	平成 28 年 2 月 8 日午前 10 時 00 分			閉 会	平成 28 年 2 月 8 日午前 10 時 43 分		
応招・ 不応招  出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1 番	半 戸 義 昭	応・出	8 番	津 端 眞 一	応・出	
	2 番	村 山 道 明	応・出	9 番	大 平 謙 一	応・出	
	3 番	石 田 タ マ エ	応・出	10 番	河 田 強 一	応・出	
	4 番	風 卷 光 明	応・出	11 番	藤ノ木浩子	応・出	
	5 番	恩 田 稔	応・出	12 番	吉 野 徹	応・出	
	6 番	栞 原 洋 子	応・出	13 番	桑 原 悠	応・出	
	7 番	中 山 弘	応・出	14 番	草 津 進	応・出	
地方自治法 第 121 条の規 定により説明 のため出席 した者の 職・氏名(出 席者：○印)	職 名	氏 名	出席者	職 名	氏 名	出席者	
	町 長	上 村 憲 司	○	税務町民課長			
	副 町 長	村 山 昇	○	地域振興課長	江 村 善 文	○	
	教 育 長			建設課長			
	農業委員会 長			教育委員会次 長			
	監 査 委 員			会計管理者			
	総 務 課 長	小 野 塚 均	○	病院事務長			
	福 祉 保 健 課 長	高 橋 秀 幸	○				
職務のため出席した者の職・氏名		議会事務局長		丸山吉松	班 長	小林 武	
会議録署名議員	4 番	風卷 光明		10 番	河田 強一		

〔付議事件〕

（2月8日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 承認第1号 専決処分の承認について（平成27年度津南町一般会計補正予算（第9号））
- 日程第4 議案第1号 ニュー・グリーンピア津南スキー場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第2号 平成27年度津南町一般会計補正予算（第10号）

## 議長の開議宣告

議長（草津 進）

ただいまから平成 28 年第 1 回津南町議会臨時会を開会いたします。本日の遅刻届出者（12 番）吉野徹議員です。これより本日の会議を開きます。

—（午前 10 時 00 分）—

## 議事日程の報告

議長（草津 進）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

### 日 程 第 1 会議録署名議員の指名

議長（草津 進）

会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 125 条の規定により、本臨時会の会議録署名議員に、（4 番）風巻光明議員、（10 番）河田強一議員の両議員を指名いたします。

### 日 程 第 2 会期の決定

議長（草津 進）

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日一日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。 —（異議なしの声）—

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日一日限りと決定いたしました。

### 日 程 第 3

承認第 1 号 専決処分の承認について（平成 27 年度津南町一般会計補正予算（第 9 号））

議長（草津 進）

承認第 1 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

承認第1号につきましては、ふるさと支援町づくり寄付金が年末に増加したことに伴いふるさと支援町づくり基金積立金の増額と、ふるさと納税事務委託料が不足したことにより1月6日付けで専決処分をさせていただいたものであります。細部につきましては総務課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

総務課長（小野塚 均）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

承認第1号について採決いたします。

お諮りいたします。

承認第1号は、承認することにご異議ございませんか。 —（異議なしの声）—

異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

#### 日 程 第 4

#### 議案第1号 ニュー・グリーンピア津南スキー場の設置及び管理に関する条例の制定について

議長（草津 進）

議案第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

ニュー・グリーンピア津南スキー場を行政財産にして、指定管理者制度による管理委託を行うために、ニュー・グリーンピア津南スキー場の設置及び管理に関する条例を制定するものであります。細部につきましては総務課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

総務課長（小野塚 均）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

(11 番) 藤ノ木浩子

私は、先週金曜日に説明がありましたが、この条例について（質問ですが）、一つは、「ニュー・グリーンピア津南」は本当に津南の観光施設としても大事でありますし、津南の顔だと。今、運営してくださっている「株式会社津南高原開発」に全体を委託しているわけですが、やはりホテルもスキー場も一体に運営することが、この先を考えても一番いいのではないかと私は思います。朝も課長さんとは話をさせていただいたのですが、この指定管理にしますと、公募をして、協定書を結んで、契約書も見直してといろいろな手続きがあるわけで、非常にこれでいいのかというのが、私自身の中であって、業務委託というかたちのほうがいいのではないかと考えて、今日もう一度課長さんともお話をさせてもらったのです。今の「ニュー・グリーンピア津南」が、ホテルもスキー場も一体的に運営できるようにもっていけるようにしていただきたいと、私としてはそう思っているのですが、いかがでしょうか。

総務課長（小野塚 均）

藤ノ木議員さんの想いは、本当に私もひしひしと感じているところであります。ただ、公の施設でございますので、当然今後、公募等手続きは粛々とさせていただきたいと考えております。以上です。

(11 番) 藤ノ木浩子

「ニュー・グリーンピア津南」を運営してくださっている会社のほうに混乱とか迷惑がかからないように、このことを進めていただきたいと思います。終わります。

(4 番) 風巻光明

まず最初に2点ほど質問させていただきたいのですが、1点目は、賃貸借契約書と指定管理者制度というのは、密接にセットで論議すべきものというふうに私は考えているのですが、賃貸借契約書の締結日はおおむねいつ頃になるかということについてお尋ねします。もう1点は、この資料が出て、—これは多分、副町長がお願いした資料だと思うのですが—「ニュー・グリーンピア津南」のスキー場関連施設の修繕計画というのが、10年間で約2億500万円。トータルで出ております。この2億500万円のほかに、過疎債の返却分が6,000万円くらいあるのでしょうか。30%で。実質的には、10年間で2億円のリフト工事を—2億円というか、地方創生の補助金は別にして—2億円の財源のために10年間で2億6,500万円くらい使うという考え方でよろしいのでしょうか。その2点について、まず冒頭にお伺いいたします。

副町長（村山 昇）

私のほうから前段として申し上げておきます。風巻議員から6月の委託契約の関係の修繕の内訳ということでお話があったわけですが、実はその契約の中に、修繕計画の中にはスキー場部分が入っておりませんので、このことにつきましては、今まで会社のほうと打合せ等してきた内容を記載させていただきました。また、先週、第1リフトでかなり大きい故障がありましたので、その辺も入れたなかでの最新版ということで、この計画は作らせていただきました。まず、

それを前提として申し上げます。それから、今ほどの10年間で2億円プラス過疎債、町負担分のために指定管理制度にするのかというお話でございますけれども、当然、「ニュー・グリーンピア津南」本体の契約と一緒にという考えで運営していくわけでございますので、いずれにしろこのお金は掛かるということでございます。単に指定管理にして過疎債だけ、ということではなく、今後の10年というなかの全体計画の中での負担というふうにお考えいただきたいと思います。それから、指定管理にすることで一この前も少し説明いたしましたけれども一例えば、スキー場の中に新設の施設等を建設するようなことがありますれば、またそれが過疎債の対象になることもあり得るというような点もあると思ひまして、そのようなことも考えております。私のほうからは以上でございます。

総務課長（小野塚 均）

「賃貸借契約の変更契約がいつ頃か」というお尋ねでございますが、本日、可決いただきましたら、そのあと公募の手続きに入りたいと思っております。複数応募があった場合には、また選定委員会を開かせていただきたいと思ひます。今、予定としては、26日くらいまでには指定管理者は選定させていただきたいと思っております。そのあと再度、指定管理者について、議会の議決が必要になりますので、その議決がなされた後に変更契約あるいは協定書の締結をさせていただきたいと考えております。

（4番）風巻光明

わかりました。私、冒頭に「賃貸借契約と指定管理者制度というのは、密接に関係するから、これはセットで論議したほうがいいんじゃないか。」ということを申し上げましたけれども、それについて、なぜそういうことを言ったかといいますと、まず、賃貸借契約は、10年間の案が出ておりました10年間の契約になっております。今回、リフト部門を切り離して指定管理者制度にするということになれば、私は10年間は長すぎる、5年か、長くても6年くらいで契約期間を設定したほうがいいのではないかというふうに思っています。指定管理者の制度については、過疎債をお借りできるということで反対する理由はもちろんないわけですが、この賃貸借契約によっては相互関係するわけでありますから、なぜ5年、6年がいいのかというと、理由は二つあります。一つは、今のリフトの更新によって効果が出てくる（時期に関係してですが）、まず、修学旅行生の予約状況から見ると3年後くらいから、ようやくこのリフト工事の効果が出てくるのだろうと見ています。

（もう一つの理由の）経営戦略も前回、「株式会社津南高原開発」の社長からお伺いしたのですけれども、これもああいった戦略がすぐ出てくるとは思いません。やはり少なくとも3年後、4年後くらいに出てくると私は思っています。その状況で、5年、6年過ぎたあとで、そういった効果は本当に出てきているのかどうかということを検証して、売り上げも上がって利益も出るようであれば、契約が5、6年といっても、またその後継続更新をしていけばいいわけですし、もしそういったことが表れていないとするならば、やはりその時点でもう1回、「ニュー・グリーンピア津南」をどうしていこうかということを考えなくてはいけないのではないかと。特に10年というのは、何度も言いますように、ここにいらっしゃる人たちは殆ど誰も、多分いなくなるのではないかと思いますし、いい方向に出れば継続更新というのはできるわけですから、そういったかたちで賃貸借契約を今の

10年から半分くらいの5年か6年にしていただけるのであれば、当然この指定管理者制度というのも非常に有効なことだと思います。私は、そういう意味で賃貸借契約の件について、特に期間について締結のときにはもう1回見直していただきたい。そういうことで、私は指定管理者制度について、今回は賛成するつもりでございます。以上です。

(13番) 桑原 悠

1点お願いします。過疎債の償還が終わったのち、どのようにすることを検討しているか、普通財産に戻すのかどうか、そういったところを少し伺いたいのですが。

総務課長 (小野塚 均)

基本的な考え方として、過疎債を借りるために行政財産にするということだけではありません。あくまでも公の施設として管理をしていくということが前提になります。なぜ公の施設かといいますと、子どもたちの教育の場であり、あるいはスポーツの鍛錬の場であり、あるいは一般の方々の健康増進の場であると、そのような位置づけをして、公の施設と考えておりますので、この過疎債が終わった段階で普通財産に戻すということは、現時点では考えておりません。

(13番) 桑原 悠

公の福祉という理由は、確かに受入れやすいとは思いますがけれども、かなり複雑な運営に施設全体がなると思いますので、私は、できれば償還が終わったのちは普通財産に戻して、今までどおり運営していただければと思っています。以上です。

議長 (草津 進)

他に質疑はありませんか。 — (質疑者なし) —

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 — (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第1号について採決いたします。

議案第1号について原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —

全員賛成です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

## 日 程 第 5

### 議案第2号 平成27年度津南町一般会計補正予算 (第10号)

議長 (草津 進)

承認第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長（上村憲司）

平成 27 年度津南町一般会計補正予算（第 10 号）につきましては、総務課関係では、歳出で、ふるさと納税に伴うクレジット決済代理納付利用料の増であります。

福祉保健課関係では、歳出で、「クアハウス津南」の修繕料の増であります。

地域振興課関係では、歳入で、受益者工事負担金の増、県農林振興費補助金及び農地費補助金の増。歳出で、県単農林水産業総合振興事業補助金の増、農業用施設改修工事費の増、「リバーサイド津南」修繕料の増などです。

細部につきましては総務課長、福祉保健課長、地域振興課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

総務課長（小野塚 均）、福祉保健課長（高橋秀幸）、地域振興課長（江村善文）

—（細部について説明を行う。）—

議長（草津 進）

これより質疑を行います。

（2 番）村山道明

2 点ばかりお聞きいたします。ボイラー工事なのですが、現在、プールの温度が 28 度ということで大変低いのですが、その辺の関連した修繕なのか、全然関係ない温泉側のほうなのかということを確認させていただきます。それから 2 点目ですが、「リバーサイド津南」の風呂の天井を見に行ってきましたが、早くしなければ危ないということをお聞きしました。この契約は、随意契約か一般か、それとも指名か、どのような選定をするのか、2 点お願いします。

福祉保健課長（高橋秀幸）

今回、補正するボイラーについては、外付けのボイラーということで、今現在はその外付けのボイラー以外の 2 台で営業しております。したがってプールの温水が低いというのとは直接は関係ないと理解しています。

地域振興課長（江村善文）

両方合わせると金額は 400 万円以上になりますので、指名競争入札で早急にやりたいと思っております。

（5 番）恩田 稔

「クアハウス津南」の件について少しお聞きします。前回の全員協議会のときにも、今後のことについて少しお話させていただきましたけれども、国も、「公共施設の管理ということにしたい」というふうになっているのか、今後するのか。はっきりわからなくてすみません。そういうものを見たのですけれども、「クアハウス津南」は来年、「Tap」が指定管理者としてやっていくうえで、どうなのでしょう。このところ「クアハウス津南」は修繕、修繕とやっているのですけれども。



これは今後について、ある程度これくらいは、例えば5年間だったら5年間の中でこれくらいは直さなくてはならないものというのは拾われているのでしょうか。

福祉保健課長（高橋秀幸）

健康増進施設については30年程度経過しておりまして、修繕がかかってきております。ここにきて集中的にそういった修繕が必要になってきていますので、今後、こういった所が必要になるかということまでは把握はしておりません。ただ、指定管理者が変わるという機会をとらえて、今後、修繕の在り方ですとか、何かそういった国の交付金等を活用しながら、リフォームといいますか、そういったことも検討していきたいと考えております。

（5番）恩田 稔

「クアハウス津南」は3日か4日というようなお話でしたけれども、「リバーサイド津南」は1週間とか10日ということで、これは営業にとっては大変きついわけですね。来年度になって指定管理者が変わって、またしょっちゅうあっちが壊れ、こっちが壊れで休業しなくてはならないなんていうことが、できるだけないようにしなくてはいけないと思うのですけれども、早急に今後の修繕等について調査をしていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

福祉保健課長（高橋秀幸）

来年度、28年度については、当初予算で必要な修繕箇所等が指定管理者のほうから出てきておりまして、その部分は当然修繕をする予定にしておりますし、それ以外の部分についても、出てきたときに早急に対応をしたいと考えております。

議長（草津 進）

他に質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第2号について採決いたします。

議案第2号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（草津 進）

以上をもって、本臨時会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

これにて、平成28年第1回津南町議会臨時会を閉会いたします。

—（午前10時43分）—